

エバーニュース

EVER NEWS

vol.2 平成26年5月14日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 遺言について
- 無料セミナーのご案内
- [連載] 事業者の方へ 金銭貸借について
- 料金のご案内／事務所のご案内



遺言について

第2回は、遺言についてお話しします。

普通は「ゆいごん」と言いますが、法律では「いごん」と言い方を
変えます。競売（「きょうばい」）を法律では「けいばい」というのと
同じで、ちょっと違う言い方をします。

遺言にはいくつか種類があります。みなさんが作りやすい方法とし
ては、自分で便箋に書く自筆証書遺言^{じひつしょうしょいごん}※1や、公証役場で作る公正証
書遺言^{こうせいしょうしょいごん}※2があります。

遺言は、自分亡き後の処理について、自分の意志を書き遺すこと
です。ご自分に万が一のことがあったときに、自分の遺産をどのよう
にしたいか、中間決算として考えてみることもよいかもしれません。

遺言は一回書いたら終わりということではありません。何度も書き
なおすことができます。そして、新しい遺言が古い遺言と矛盾する場
合には、矛盾する部分は新しい遺言が効力あるものとして扱われます。

※1 自筆証書遺言は、全文を自分で書くという意味では自由といえますが、遺言として効力を
発揮するためには、方式について法律上以下の決まりがあります。

i) 全文、日付、氏名を自筆で書き、捺印を押す

ii) 訂正する場合にはその訂正場所に捺印

iv) 欄外などにも訂正場所を指示して、加除訂正の字数など変更した旨を書き署名

が必要です。ちょっと面倒ですね。でも自筆で書いてもちゃんと書いてあれば、遺言だけ
で不動産の登記ができます。

往々にして自筆の場合で、法律家のチェックもなしに書かれた場合などは、意味がはっ
きりしなかったり、登記ができなかったり、争いの原因になるだけで法律的にはあまり意
味をなさない場合もあります。ですから、多少費用を負担されても、なるべく公正証書遺
言をお勧めします。なお、自筆証書遺言の場合には実際に相続が開始した際には家庭裁判
所での「検認」という手続きが必要となります。いずれも分からない場合には弁護士がお
手伝います。

※2 公正証書遺言とは、公証役場で、公証人という方が作成するものです。公証人とは、裁判
官や検察官などの経験を経た方がなることが多いのですが、法律家ですので、有効な遺言
となるようにチェックをしていただけます。そのため争われる余地は少なくなります。ま
た、公証役場に遺言が保管され、全国各地のどこの公証役場でも検索できるので、安心と
いえると思います。



INFORMATION



無料セミナーの
ご案内

5月20日(火) 午後2:00より
「相続について」

■ 定員10名から20名

詳しくは当事務所のホームページ「お知らせ」で
ご紹介しています。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



金銭貸借について

取引上の信頼関係から金銭の貸借を行うことがあるかと思います。今回は、金融機関以外の場合の金銭の貸借について、少し触れておきたいと思います。

事業のために、個人に貸し付けたり、また個人から借り入れたり、同様に法人に貸し付けたり、法人から借り入れたりなど、金融機関からでなくとも金銭の融通が行われることはよくあることです。

往々にして出資や贈与ではないかと借りた側から後日主張される場合もあります。ですので、金銭を提供する際には、貸金なのか、出資なのか、あるいは贈与なのか明らかにしておく必要があります。

貸す側にとっては、当然、貸金回収の保全を考える必要があります。連帯保証、不動産への担保の設定などはまず思い浮かぶと思います。連帯保証については契約書などの書面にする必要があります。

しかし、継続的な取引に関連した貸借の場合には、取引の都合上、連帯保証や担保を一々設定することが難しい場合もあると思います（掛け売りなどでも同じような状況になることがありますね）。そのような場合には、やはりある程度信用枠を設けて取引を行い、枠内で納める形でリスク管理をし、その枠を超える場合には連帯保証や担保権設定を求めるといったことが交渉しやすいかと思います（連帯保証や担保権の設定でも根保証や根抵当という「取引枠」で保証や担保を設定する方法もあります）。

貸借ではありませんが、新規取引先との取引でも同じようなリスク管理が必要かと思います。取り込み詐欺のように、2、3回少額での取引を行い信用させ、そしてその次に大きく取引を申込み、商品を騙し取るというのは昔からの詐欺の方法の一つですので、そのような被害対策としても有効策となります。

取引が長期にわたり信頼関係がある場合など、なかなか返済金の滞納分について請求しにくい場合もあります。不動産賃貸などでも同じような話があり、請求すべきかどうか迷っているうちに1年分も溜まってしまったなど笑えない話も現実にございます。

長期間滞納している場合には時効（消滅時効）の問題も考えておかなければなりません。

貸金の消滅時効については、会社間では5年、個人間では10年と覚えておいていただくとよいかと思います。時効中断の方法についてはまた別の機会に触れます。

料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

法律顧問料

- **個人事業の場合** 標準月額 2万円（消費税別途）から
ただし、個人サポートの場合には月額5000円プラス消費税
*サポート対象かどうかについては、ご相談ご予約内容によって判断させていただきますのでお気軽にご相談ください。生活に関することや、事業でも小規模な不動産賃貸の場合にはサポートにて対応しております。
- **法人の場合** 標準月額 3万円以上（消費税は別途）
*需要に応じてご相談によって決めさせていただきたいと思えます。通常は1社あたり3万円から5万円が最多価格帯（消費税別途）となっております。

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 交通事故

たとえば1000万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	50万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 100万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

*なお、交通事故による賠償請求ではご加入になっている保険契約で、弁護士特約にご加入になっている場合には、免責額を除いては、保険による対応となります。

3 離婚

たとえば、離婚のみの場合には、調停から始まることとなりますが、

調停着手金	30万円プラス消費税
預り金	5万円
報酬	30万円程度（調停のみにて終了した場合です）

*離婚については、親権、財産分与、養育費、婚姻費用分担、年金分割、面会交流などの各オプションがつくことが多いですし、また訴訟に移行する可能性も高いといえます。そのため、目安としては、着手金は30万円から50万円程度（消費税別途）、預り金は5万円から10万円程度、最終的な報酬としては30万円から50万円程度（消費税別途）という目安になります。

4 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円（消費税別途）
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円（消費税別途）

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

5 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円（消費税別途）
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

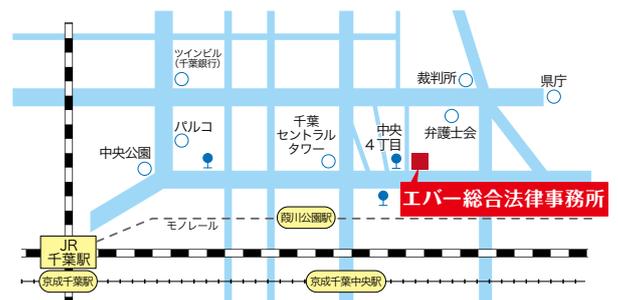
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。